

関島社会保険労務士事務所便り

2020年
3月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125-0041
東京都葛飾区東金町2-7-12
電話：03-3609-7668
HP：<http://www.srseki.info>



新型コロナ 集団感染を防ぐために

厚生労働省は3月1日、「新型コロナウイルスの集団感染拡大を防ぐために」と「国民の皆様へのお願い」を発表した。

感染拡大を防ぐために (要旨)

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。

この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、小規模な患者の集団(クラスター)が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

- ◆スポーツジム、屋形船、ピュッフエスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆様へのお願い

◇換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

◇イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

知って得する障害年金④

障害年金の仕組み

◆ 障害基礎年金の額

障害基礎年金の額		子の加算額	
		障害基礎年金の受給者に18歳の年度末までの子がいるとき (障害の子がいるときは20歳まで)	
1級の障害基礎年金	975,125円 +子の加算	第1子、第2子	各224,500円
2級の障害基礎年金	780,100円 +子の加算	第3子以下	各 74,800円

◆ 障害厚生年金の額

障害厚生年金の額は、障害等級2級の金額が基本となります。その計算式は

2級の障害厚生年金の額

① 平均標準報酬月額 (平成15年3月以前)	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	加入月数	+ 配偶者加給 (224,500円)
② 平均標準報酬月額 (平成15年4月以降)	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	加入月数	

注 計算式は本来水準です。従前保障と比べ多い方です。

加入月数が①と②合わせ300月にならないときは次の式で算出されます。

加入月数300月未満のとき

$$\text{障害厚生年金} = (\text{①の金額} + \text{②の金額}) \times \frac{300\text{月}}{\text{①の月数} + \text{②の月数}}$$

$$1\text{級の障害厚生年金} = 2\text{級の障害厚生年金額} \times 1.25$$

$$3\text{級の障害厚生年金} = 2\text{級と同額 最低保障額 } 585,100\text{円}$$

(報酬比例部分のみの額となります)

◆ 障害年金の仕組み

障害厚生年金1級及び2級受給者は、障害基礎年金も受給できます。

そのため表のようになります。

	1級	2級	3級
障害 厚生 年金	配偶者加給 224,500円	配偶者加給 224,500円	
	報酬比例部分 × 1.25	報酬比例部分	報酬比例部分 最低保障額 585,100円
	障害基礎年金 975,125円	障害基礎年金 780,100円	
	子の加算額	子の加算額	
障害 基礎 年金			

36協定 4月から新様式に移行

◆時間外労働の上限規制が中小企業にも

4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」、「1年360時間」とされ、月45時間を超える時間外労働は年6回迄です。

これまでは、時間外労働は、36協定で特別条項の定めをした場合は無制限でした。

しかし、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

◆36協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

◆特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不

参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

◆新たに設けられたチェックボックス

4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いとなってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

◆従業員代表の選出の適正化も

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせず、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

時間外労働の上限規制
(中小企業は2020年4月1日～)

月45時間 年360時間が原則
特別な事情がある場合
年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、
複数月平均80時間(休日労働含む)以内
月45時間を超える時間外労働は年6回まで

●障害者雇用、全省庁が法定率を達成

厚生労働省は、中央省庁の障害者雇用水増し問題を巡り、昨年12月31日時点で国のすべての行政機関が法定雇用率（2.5%）を達成したと発表した。法定雇用率を満たしていなかった29機関が障害者4,748人を雇い、水増しを解消した。（2月22日）

●転職者数が過去最高に

総務省は、2019年の月次平均の転職者数が351万人となり、2002年以降過去最高となったことを公表した。年齢別では15～34歳が全体の45%、55歳以上の転職者数も2年連続で20%を上回った。（2月22日）

●厚生年金パート適用 助成を拡充

厚生労働省は新年度から、短時間労働者に自動的に厚生年金を適用した中小企業に対する助成制度を拡充する。キャリアアップ助成金を見直し、社会保険労務士を活用して厚生年金のメリットを労働者に説明・相談等を行った場合は原則19万円を支給。また、生産性向上に向け、労働者に研修等を行った場合は10万円を加算する。（2月21日）

●就職氷河期世代の就労支援に助成拡大

厚労省は、現在30歳代半ばから40歳代半ばの就職氷河期世代の就労支援について、これまで45歳未満としていた助成対象年齢を55歳未満に引き上げると公表した。今回見直されるのは、「トライアル雇用助成金」で、企業がハローワークなどから紹介された対象者を原則3か月雇った場合に助成される。2019年度中にも申請受付を始める。（2月12日）

●高校就活ルール「1人1社」見直し促す

高校生の就職活動のルール（最初は原則1社

しか応募できないというルール。法律で定めたものではない）について、文部科学省と厚生労働省は10日、複数社への応募を可能にすることなどを含め、生徒の選択肢を増やすよう、地域ごとに見直しを促す報告書を発表した。高卒者の早期離職の一因になっているとの指摘や、人手不足業界などから採用しやすい慣行への見直しを求める声などを受けたもので、現2年生の就活から検討対象になる見通し。（2月12日）

●育休給付金の支給水準引き上げ検討

現行で賃金の最大67%が支給される育児休業給付金について、政府は、最大80%まで支給水準を引き上げる検討に入った。男性の育休取得を後押しする狙いがある。引き上げるには、雇用保険とは別に財源確保が必要になり、議論は難航する可能性もある。（2月10日）

●70歳までの就労機会確保が努力義務に

政府は、70歳までの就労機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法など、関連法案を閣議決定した。現行は希望者全員を65歳まで雇うよう企業に義務付けており、企業は、(1)定年廃止、(2)定年延長、(3)再雇用制度の導入の選択肢がある。改正案では、さらに、(4)別の会社への再就職、(5)フリーランス契約への資金提供、(6)起業支援、(7)社会貢献活動参加への資金提供なども選択肢として認める。今国会で成立すれば、2021年4月から施行される。（2月5日）



